The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	山片蟠桃『夢ノ代』雑書篇訳注（三）
Author(s)	岸田, 知子
Citation	中国研究集刊. 2013, 56, p. 180-196
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58667
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国研究集刊 號号（総五十六号）平成二十五年六月　一八〇―一九六頁

山片蟠桃『夢ノ代』雑書篇訳注（三）

岸田知子

一、テキストは、関西大学図書館所蔵写本を底本とし、これに句読点等を施した日本思想大系（岩波書店）本を参照した。
一、漢字は基本的に常用漢字を用いた。
一、コト、ドモ、シテを記す記号はカナ表記に改めた。
一、送り仮名・振り仮名のうち片仮名は底本による。平仮名は訳注者が施した。
一、底本の欄外書き込みは（欄外：）として該当箇所に挿入した。
一、「　」は底本では章末にある。別本に拠るものと思われる。岩波本に従って本文中に挿入した。
一、各章のタイトルは訳注者がつけた。なお、注はなるべくわかりやすく詳しく書いた。

九、地名・官名（下）

スヘデ①漢字ヲ和訓ニ当テタルハ、此字ニ限ラズ、禽獣・草木ノ名ニテモ、器物言語ノ名ニテモ、当ラヌコト多シ。桜ト海棠②ニテモミルベシ。コレヲ以テミレバ、漢法③ニ改ムルモノナレバ、国ト云ハズシテ州ト云テ当ル也。シカレドモ今日本国名ハ二字ニテ、略シテイヘバソノ一字ヲトリテ州ノ字ヲ付ル也。国制ニ戻リテ④式正⑤ノ書ニハ用ユベカラサレドモ、詩文ナドニハ誤ニアラズ。又州ノ字ノ処ヘ陽ノ字ヲ用ユルハ大ニ誤レリ。漢土ノ地名ハ山北ヲ陰トシ、山南ヲ陽トシ、水北ヲ陽トシ、水南ヲ陰トシテ⑥、ミナソノ山水ノ陰陽ニアリテ、其名正シキナリ。シカルニ学者徒ニ漢人ニ似セン

ガ為ニ、国名・地名ノ首字ニ陽ノ字ヲ加ヘテ得タリトス。太宰氏ノ信陽⑦ナドハ当ラザルコトナリ。陰陽ハ山水ニ限ル。国名・地名ニ陽ヲツクルコトアルベカラズ。大抵ノ書ニ摂陽・武陽・崎陽⑧ナド、スルコト大キナル僻コトナリ。シカフシテツイニ陰ト字ヲ書タルヲ見ザルナリ。竹山先生文集ヲ濵陰集ト云ハ濵水ノ南ニ居ル⑨ヲ以テ也。コレコレヲ得タリトスベシ。其他ノ学者唯風雅ニシ漢ニ擬センガタメニ、鑿チ求メテ書トイヘドモ、漢風ニモ当ラザレバ、尚サラニ辱ベキコトナラズヤ。人ノ姓名トテモ亦シカリ。シカルニ今我国ノ礼ニ、片名字⑩ト云コトアリテ、二字・三字姓ノ一字ヲ書テ敬トスルコトモアレバ、コレハ咎ムベキニアラザレドモ、自カラ一字ヲ以テ云コトハアルマジキナリ。物茂卿⑪・片猷⑫ナドノ類ナリ。式正ノコトニハ尚以テナキコトナリ。藤原氏ノ支流追々ニ地名ニ藤ヲ加ヘテ、加藤・進藤ト云ノルイハ、姓ヲ給ル、或ハ別号ヲ立ルノ代リナリ。宦官⑬ニテハ相国⑭・宰相⑮ナドハ本名ニアラズ。京師⑯ニテ参議⑰ノ任ヲ、武家ニテ宰相トス。納言⑱ハ舜典ニ出テ雅名ナルヲ、却テ雅ニセンガ為ニ黄門⑲ト云。口ヲシキコト也。相国・黄門・宰相ノ廣名⑳ハ、京師ニテハ実用ナシ。任宦ノトキノ宣命㉑・位記㉒ニナキコト也。スベテ学文㉓ヲスルニハ、忠孝・仁義ノ道、身ヲ脩メ国天下ヲ治ル㉔ノコトニハ、聖人ノ道ヲ学ビテ行フベシ。漢土ノ書ナラデハ、聖賢ノ善行・嘉言ヲ学ブコトナシ。ソノ余ノ制度・文物ハ、漢土ノミ宜キニアラズ。日本ハ日本ノ制度・風俗アレバ、他国ノ法ヲ用ヒテ我邦ノ法度ヲ犯スコトハアルマジキコトナリ。只文ニノゾミテ風雅ニセンガ為、又ハ我国法・風俗ヲ鄙シキトシテ、無理ニ漢土ヘ引付ントスルコトハ、学者通病㉕也。然レドモ古ヘ我邦、文化㉖イマダ開ケザルノトキニアリテハ風俗野鄙㉗甚シ。故ニ中古、唐ヲ移シテコレヲ学ブ。宮室・衣服・官職・郡県ノ制マデ、学バザルコトナシ。サテソノ後ノ風俗ト云モノハ、大抵学ビ得タル風俗也。ソノ学ビタルニモ訛謬㉘アリ。又故俗㉙ノ残リタルモアリ。下ニ在テ心アルモノ、制度ヲ正スコトアタハズ、風俗ヲ革ムルコトカナハズ。セメテ文詞㉚ノ間ニテナリトモ、訛謬ヲ引直シ、鄙陋㉛ヲ免レントスルモ、亦悪ムベキニモアラズ。シカレドモソノ中ニ、漢ニモ合ズ、国法ニモ背クハ、憎ムベキナリ。本ヨリ文華少キ国ナレバ、カヽル文辞ノコトニ制禁・国法モナシ。マシテ武家トナリテヨリ、唐ヲ移シタル風俗モ亦一転シタリ。今ハ今ノ風俗ナリ。コレ又我邦ハヘヌキ㉜ノ風俗ト思フベカラズ。文雅㉝少シナリトモ、力ノ及ブダケハ矯直シ㉞タク思フモ無理ニアラサレドモ、ソノ中ニ是アリ、非アリ。羹ニ

懲リテ窶㉟ヲ吹㊱ハ亦学力ノ及バザル処カ。

【注】

①「スベテ」の書き誤り。

②漢字の「桜」はユスラウメのこと。日本でいうサクラには中井竹山とその子碩果は「海棠」の字を当て、中井履軒は「樺」の字を当てている。なお、履軒の著作には『左九羅帖』という動植物図鑑がある。その冒頭に「樺　青鳥」の絵、次に「黄鳥　海棠」が描かれている。

図版　中井履軒『左九羅帖』より

③底本では「漢法」。しかし岩波本では「漢語」とし、頭注に「B本（日比谷図書館蔵本）は『漢法』」とある。

④「もとる」はそむく、さからうの意。

⑤本式。正式。

⑥『説文解字』には「陰、闇也、水之南、山之北也」とある。つまり、川の南、山の北を陰という。したがって、逆に川の北、山の南を陽というのである。

⑦荻生徂徠の門人太宰春台は信濃の人。信濃を信陽と呼ぶことを批判している。

⑧摂津・武蔵・長崎のこと。

⑨澪水は淀川のこと。「よどむ」の意を取って澱江ともいい、音通で奠（澪）江とも。竹山の住居すなわち懐徳堂は、当時の淀川（現在の大川）が中之島を挟んで分かれた南側の土佐堀川の南に位置していた。なお、竹山の文集はふつう『奠陰集』と書く。

⑩名字を略していうこと。特に江戸時代においては、書状の宛名に相手方の名字を略して一字書きにするのは尊敬の意を表した。

⑪荻生徂徠。本姓は物部氏であるとし物茂卿を名乗った。茂卿はあざな。

⑫片山北海。名は猷。江戸中期の儒者。大坂で開塾。詩

をよくし混沌詩社を主宰した。

⑬官吏の意で用いることもあり、ここはその意。

⑭秦代に設置された官で、初めは丞相の上位にあったが、のち丞相と同意になった。日本では太政大臣の別称。

⑮天子を補佐し百官を統べる大臣。日本では参議を指す。また現在では総理大臣をいう。

⑯天子の都。なお、晋のとき「師」が天子の諱であったため「京都」に改められた。

⑰元・明・清において設置された官名。日本では太政官（中央官庁）で大臣・大納言に次ぐ官。

⑱『書経』舜典に「命汝、作納言、夙夜出納朕命、惟允（汝に命ず、納言と作り、夙夜に朕の命を出納し、惟れ允なれ）」とある。この文ならびに注によると納言は天子の言葉を下に伝え、下の言葉を天子に取り次ぐ官。日本では太政官の官職の名で大中小の各納言を総称する。

⑲唐の三省の一つ、門下省は詔勅の審議をする官庁で、長官を侍中、次官を黄門侍郎といった。日本では中納言のこと。

⑳「唐名」の誤りであろう。岩波本は「唐名」としている。

㉑天皇の命令を宣べ聞かせること。また、その文書。詔書の一形式でこの文体を宣命体という。

㉒叙位の旨を記して天皇が授与する文書。

㉓書物を学ぶこと。『論語』学而篇に「行有余力、則以学文（行ひて余力有れば、則ち文を学ぶ）」とある。広く学問の意ととらえてよいだろう。

㉔『中庸』「修身斉家、治国平天下（身を修め家を斉へ、国を治め天下を平らぐ）」。

㉕一般に見られる悪い癖。

㉖岩波本は「文」とし、頭注に「B本『文華』」とある。

㉗いなかじみていて洗練されていないこと。

㉘「訛」も「謬」もあやまりの意。「誤謬」と同じ。

㉙古俗。古い風俗、風習。

㉚岩波本は「文辞」。

㉛いなかじみて程度が低い。見識などがあさはかなこと。

㉜その地で生まれずっとそこで成長したこと。

㉝みやびやか。文事にすぐれて風流なこと。

㉞「矯直す」は矯正と同じ。まがっているものをまっすぐにすること。

㉟底本では「ニラ」と仮名を振るが、この字は「なまず」。ニラは「韮」。

㊱『楚辞』九章に「懲於羹者而吹虀兮、何不変此之志也」とある。「羹（あつもの）」とは熱いスープ、「虀（なます）」は「膾」とも書き、生肉を細かく切った冷たい料理。失敗にこりて用心しすぎる譬え。

【現代語訳】

すべて漢字を和訓に当てはめたものは、この字に限らず、鳥獣や草木の名でも器物や言語の名でも該当しないものが多い。桜と海棠においてもそのことを知ることができる。このことから考えると「クニ」は、漢字に改めるならば、国といわないで州というのが当たる。しかし、現在の日本の国名は二文字なので、略して一字を採り州の字を付けている。これは本来の「国」の制には背いていて正式の書には用いてはならないけれど、詩文などでは誤りではない。

また州の字のところに陽の字を用いるのは大きな誤りである。中国の地名は山の北を陰とし、山の南を陽とし、川の北を陽とし、川の南を陰として、陰陽のつく地名はどれもその山や川の陰陽にあって、その名は正しいものである。しかし、学者たちはいたずらに中国人に似せようとして、国名や地名の上の字に陽の字を加えて「得たり（うまくできた）」と思っている。太宰氏の信陽などは当たっていないのである。陰陽をつけていうのは山と川に限られている。国名や地名に陽を付けることはありえない。たいていの書に摂陽・武陽・崎陽などとすることは大きな間違いである。しかし、陰の字を書いたのは見たことがない。竹山先生の文集を『奠陰集』というのは、奠水（淀川）の南に住んでいるからである。これこそ、「得たり」とすべきである。その他、学者がただ風雅に見せようと中国風になぞらえるためにあれこれ探し求めて書いたとしても、中国風にも当てはまらないのは、なおさら恥ずべきことではないか。

人の姓名についても同様である。それなのに、現在の我が国の礼として、片名字というものがあって、二字や三字の姓の一字を書いて敬意を示すこともあるけれども、これは咎めるほどのことではないが、自分から一字にして言うことはあってはならない。物茂卿・片猷などの類いである。正式な場合にはなおさらしてはならないことである。藤原氏の支流は時代が下るごとに地名に藤の字を加えて、加藤・進藤という類いは、姓を賜ったり別号を立てる代わりである。

官名では相国や宰相などは本式の名称ではない。都で参議に当たる任務を武家では宰相という。納言は『書経』舜典に出てきて、みやびな名であるが、さらにみや

びなものにしようとして黄門というのは、口惜しいことである。相国・黄門・宰相といった中国名は、日本の都では実際に使用されず、任官のときの宣命や位記にもないものである。

すべて学問をするには忠孝・仁義の道を、わが身を修め天下国家を治めることにあたっては聖人の道を、学んで実行すべきである。中国の書物でなければ、聖賢のよい行いや立派な言葉を学ぶことはできない。そのほかの制度・文物は、中国だけがよいとはいえない。日本には日本の制度・風俗があるので、他国の法を採用して我が国の法則を犯すことはあってはならないことである。ただ、文の上で風雅にしようとして、または我が国の法や風俗をいやしいものとして、無理に中国に引きつけようとすることは、学者に一般に見られる悪い癖である。しかし、昔の日本の、文化がまだ開いていないときにあっては、風俗ははなはだ田舎じみて卑しかった。だから、中古にあっては唐の文化を移入して学んだ。宮室・衣服・官職・郡県の制度まで学ばないものはなかった。さてその後の日本の風俗というものは、たいてい中国から学んだ風俗であった。その学んだものにも誤りがあったし、また古い日本の風俗の残ったものもあった。地位が低く心ある者は、制度を正すことはできなかったし、風俗を改めることもできなかった。せめて言葉の上でだけでもと、誤りを正し、田舎臭さを免れようとしたとしても、憎むべきことではない。しかし、その中に中国の制度にも合わず、日本の制度にも背くものがあるのは憎むべきである。もともと文化の少ない国であるから、このような言葉の上のことに禁制や法則もない。まして、武家の世の中になって、唐から移入した風俗もまた一転した。現在は現在の風俗であるが、これを我が国生来の風俗と思ってはいけない。風雅さを少しだけでも、力の及ぶ範囲で矯正したいと思うのも無理はないが、その中に正しいこともあれば間違いもある。羹に懲りて膾を吹くように、用心しすぎてなかなか正しく直されていないのは、学力が及ばないということだろうか。

十、漢字の意味の変化

常ニ馴ル、言ヲ賤シミ、珍シキ語ヲ貴ブハ、亦古今ノ通情ナリ。雅①ハ常ナリ、鴉ハ常ニ見ナレタル鳥ユヘ常ノ義アリ。鴉・雅ノ字通用ス。常ニ行フニヨリテ雅ト云コトニテ、雅ハ常行ノコトナリ。ユヘニ平生ノ風俗ノコトヲノベタル詩ヲヨセタルヲ雅ト云、風ト云②。シカルニ、コレヨリコノ字ノ位、貴トクナリテ、却テ常ニアラザル

高古③・典正④・風流ノ義ヲ風雅ト云テ、凡庸・平常・鄙俗ノ反対トナリタリ。後世ニテモ殿様⑤ノ字、又ハ貴公⑥ノ字、恐惶⑦・安全・安泰・勇健・堅固・無事⑧ノルイ、御意⑨ノ字、忝・辱⑩・冥加⑪・難有⑫ノルイ、ミナ〳〵用ヒ方違ヒタリ⑬。其外アゲテ計フベカラズ。何レヲ⑭モナレタルハ賤リナリヲ⑮、珍ラシキハ貴トクナルコト世ノアリナマ⑯ナリ。

始メ湯ヨリ上リテ、湯殿⑰ノ板間ヘシキタル布ヲ風呂鋪ト云テ、ソノ上ニ居テ身体ヲフクモノナリ。コレヲ無用ノ寸ハ手拭カケト一所ニカケヲキシニ、物ヲツヽミテ出入スルニ幸ニコノ風呂鋪ヲ用ヒシヨリ、物ヲ包ムモノヲ風呂鋪ト云テ、絹帛⑱ヲ用ヒ染色ヲナス。ソノ後ハ風呂場ニシクモノヲ、別ニ湯ノ字ヲソヘテ湯ブロシキト云ヤウニナリタリ。スベテ言語ノ変異スル、コノルイナリ。兵⑲ハ鎗・刀ノルイノ名ニシテ、ソレヲ用ユル人ユヘニ、軍卒ヲツイニ兵ト云コトニナル。物ノ部ハ宇广志广治ノ命⑳ノ末裔ニ賜ハリタル姓ナリ。コノ氏ノ人、代々武事ヲ掌ルヨリ官名トナリ、後ハ武士ヲサシテ「モノヽフ」ト云。

丁ハ「ヨボロ」ト訓ス。人夫ノコトナリ。仕丁㉑・駕輿丁㉒ノルイ也。庖ハクリヤ㉓ニテ肉ヲヲク処ナリ。ソノ役人ヲ庖丁ト云。コノコト荘子㉔ニ出タレバ古キコトナリ。後ニツイニ肉ヲ割ク刀ヲ庖丁トシテ刀ノ聡名トナル。ソノ外カクノゴトク正シユケバ際限アルベカラズ。ユヘニ略ス。

【注】

①隹（とり）と音符牙（カラスの鳴き声を表すガ）とから成り、もと「みやまがらす」の意を表した。鴉に同じ。

②『詩経』の詩の六義（六つの分類法）は風・雅・頌・賦・比・興で、このうち前三者は詩の内容の区別である。『詩経』は国風（各地の民謡）・大小の雅（宮廷詩）・頌（祭祀の歌）から成り立っている。

③気高くて世俗とかけ離れている。高潔古雅。

④上品で折り目正しいこと。

⑤貴人の敬称であったが、江戸時代では大名または旗本の敬称となった。

⑥本来は武士ことばで目上に対して用いたが、のち同輩またはそれ以下の相手に用いるようになり、武士以外でも使った。貴様、お前、君などと同じ。

⑦恐れかしこむこと。「恐惶謹言」などと手紙で用いる挨拶語。中国でも古くから用いられた。以下のことば

は江戸時代における手紙などの挨拶語。

⑧「事」は底本では「古又」とあり、書き誤りと見られる。ここは岩波本に従う。

⑨岩波本はこのあとに「貴意」とある。「御意」「貴意」ともに「御意（貴意）の通り」の意で、目上の人に対する返事に用いる。ごもっとも。

⑩本来は恥ずかしい、面目ないの意であったが、過分な恩恵や好意を受けてありがたい、もったいないの意で用いられる。

⑪目に見えぬ神仏の助力の意であるが、お礼の意で用いられた。「冥加に尽きる」などと用いる。

⑫ありがたし。「ありそうもない」ことから「もったいない」「感謝する」「うれしい」などの意で用いられる。

⑬岩波本「タル」。

⑭岩波本「ニ」。

⑮岩波本「賤（いやし）クナリテ」。

⑯岩波本「アリサマ」。

⑰浴室。

⑱岩波本「絹布」。「帛」は絹織物をいう。

⑲「兵」の字は斤（おの）と両手から成り、手斧を両手に持って打つ意。そこから武器の意、さらに軍人、戦の意を表す。

⑳底本は略字を用いるが岩波本は「宇麻志麻治ノ命」。本書神代篇三の八に「宇麻志麻治ノ命、成長シテ神武ニ帰順シ、物部氏ノ祖トナル」とある（二九〇頁）。

㉑じちょう・してい・しちょうとも呼ぶ。律令制で諸国から徴収されて中央官庁および封戸（ふこ）主である親王家・大臣家・寺社の雑用に従事した者。

㉒貴人の駕籠や輿（こし）をかつぐ人。

㉓厨。台所。

㉔『荘子』養生主篇。蟠桃は庖丁を台所の役人と書いているが、ふつうは丁は姓であるとし、料理人の丁の意とする。料理刀の名人の庖丁がその秘訣は自然の理に従うのみであることを明らかにする話。

【現代語訳】

常に聞き慣れた言葉を卑しんで、珍しい言葉を尊重するのは、また古今によく見られる現象である。「雅」は常の意である。雅（カラス）は常に見慣れた鳥であるから、雅に常の意味がある。鴉と雅の字は通用する。常に行うことから雅ということになり、雅は常行のことである。だから平生の風俗のことを述べた詩を集めたものを雅といい、風という。しかし、この字の地位が貴くなり、かえって

通常ではない高古・典正・風流の意味を風雅といい、凡庸・平常・鄙俗の反対となってしまった。

後世においても殿様の字、または貴公の字、恐惶・安全・安泰・勇健・堅固・無事の類、御意の字、忝・辱・冥加・難有の類、どれも使い方がまちがっているが、そのほかにも数え切れないほどある。いずれにしても慣れたものは賤しく思われ、珍しいものが貴くなることは、世によくあることである。

はじめ、湯からあがって、浴室の板の間に敷いた布を風呂鋪といって、その上に座って体を拭くものであった。これを使わないときは手ぬぐい掛けに一緒に掛けておいたのを、物を包んで出入りするにちょうどいいからとこの風呂鋪を用いたことから、物を包むものを風呂鋪といい、絹布を用いて染めるようになった。その後は風呂場に敷くものを、別に湯の字を添えて湯ぶろしきというようになったのである。すべて言語の変化というものはこのようなものである。

兵は鎗や刀の類の名であって、それを用いる人でもあるから、軍卒を次第に兵ということになった。物ノ部は宇麻志麻治ノ命の末裔に贈られた姓である。この氏の人は代々武事を司ることから官名となり、後には武士を指して「モノノフ」というようになった。

丁は「よぼろ」と訓読みする。人夫のことである。仕丁・駕輿丁の類である。庖は「くりや」であって、肉を置く所である。その役人を庖丁という。このことは『荘子』に出ているので古いことである。後に次第に肉を割く刀を庖丁として、刀の総称となった。そのほか、このように正していけばきりがない。だから省略する。

十一、日本の書物について

六国史①及ビソノ他古記伝ノルイハ、其時ノ人情②クハシク見ガタシ。後世仮字ノ諸記ハ委シキユヘニ人情風俗ハヨク見エレドモ杜撰③・虚偽多シ。平家物語④・東鑑⑤・太平記⑥ノルイハ古書ナレドモ、稗官小説⑦多ク、野史⑧ニテ怪談多シ。宇治大納言ノ今昔物語⑨ハ陰陽家⑩ノ虚妄、神仏ノ奇験、鬼怪ノコト多ク、宇治拾遺⑪ハ、又ソレヨリモ劣ル。コノ人、往来ノ人マデモ留メテ書シルサレシト、諸人ノモテハヤスコトナリ。ソノ⑫書ヲカクモテハヤスニテミレバ、当世学者ナキヲシルベシ⑬。奈良ノ時ヨリ寛平⑭・延喜⑮ノ頃マデハ才物多シ。ソレヨリ以降ニテハコノ書アリ。コノ書ヲ以テソノ人ヲ知ルベシ。鄙ナルカナ。中世ニ好書ナシ。室町日記⑯ハ実事多キガゴトシ。忠家日記⑰・落穂集⑱・老

人雑話⑲ノルイハミナ実ナリ。只コレラハ日記ニテ、書アツメタルマヽナリ。［和名抄⑳・江家次第㉑ハミルベキ書ナリ。南朝ノ忠臣北畠准后ノ神皇正統記㉒・元々集・職原抄ノルイアリ。コノ人乱世ノ学者ナリ㉓。ソノ後ハ一条禅閤㉔ナレドモミナ仏ニ迷ヒ神代ノ泥ニヨヒテ正学ニアラズ。］戦国ヨリ織田豊臣ノ時代、御当家国初㉕ノ君臣ノ美言・徳行ヨリ、其時代ノ雑言ヲヨミテ、神君㉖ヨリ御三代ノ間ノ御賢徳、名臣ノ行迹、時世ノ質朴、諸家諸士ノヨッテ起ル処ヲヨク〳〵聞見シテ、綫二百年ノ升平㉗ノ間ニ華奢㉘ニウツリ、軽薄ニ易リタルヤウスヲツラ〳〵㉙考ヘテ、ソノ身ヲ倹束㉚シ、国家治益ヲ得ルモノナラバ、当時ノ風俗ニ泥マザルベシ。国初ヨリノ大儒惺窩㉛・羅山㉜ノ両先生ヲハジメ、貝原㉝・熊沢㉞・石川㉟・室㊱ノ諸先生ノ書ハヨミテ益アルベシ。徂徠㊲・春台㊳ナドノ書ハ読ム㊴ベカラズ。毒多シ。［源義公㊵ノ日本史ヨリ、ソノ他ノ著述ハミナ見ルベシ。新井氏ノ諸記㊶ハ真偽相半ス。心得テヨム㊷ベシ。シカレドモ戦国已来㊸ノ記事、諸家ノ興㊹亡ヲシルスハ㊺、新井氏ノ著述㊻モットモ功アリ。］大抵学ニ志スモノハ四書五経ヲハジメ、宋ノ諸賢ノ註解㊼ヲ熟読シ、議論ノ書ヲ会得シタル上ハ、和書ヲヨミテ善行・得失ヲ考ヘ、実行ニヲヒテハ邦俗㊽ノ目前ニ鑒ミテ、徳行ノ君子ニ切同㊾シ、身ニカヘリテ近思㊿スベシ。漢土ノ書ヲヨミテ我邦ノ故実(51)ヲシラス、何事モミナ漢ヘ引付ントスルハ、儒家者流トナリテ、一芸ノ士(52)ナリ。邦国ノ罪人トナリテ、今日ノ実用ニモトル(53)。又和学ノミヲナシテ漢学ヲシラズ、本居氏(54)ノゴトク聖賢仁義ノ道ヲソシリ、神代ノ奇妙不測ヘ引付ントスルハ、神道者流トナリテ、異僻ノ士(55)ナリ。聖人ノ罪人トナリテ、五常ノ道(56)ニモトル。狂ナラザレバ狷ナリ(57)。博ク学ンデ礼ニ約ス(58)、中行ノ君子ハ少キモノナリ。小道(59)トイヘトモ、ソレ〳〵ニ見ルベキコトハアルモノナリ。必シモ泥ムベカラズ。

【注】

①奈良・平安時代の朝廷で編集された六つの国史。日本書紀・続日本紀・日本後紀・続日本後紀・日本文徳天皇実録（文徳実録）・日本三代実録（三代実録）の総称。

②ここは人々の実情という意味であろう。

③著作などに誤りが多いこと。宋の杜黙の作った詩が多く律に合わなかったという故事による。一説に、杜は俗語で仮（本物の反対）の意味があるによるという。

④軍記物語。原本の成立は承久（一二一九～一二二二）～仁治（一二四〇～一二四三）の間という。平家一門

の栄華と没落、滅亡を仏教の因果観・無常観を基調として描いた。

⑤吾妻鏡とも書く。鎌倉後期成立の史書。鎌倉幕府の事跡を変体漢文で日記体に編述。

⑥軍記物語。いくつかの段階を経て応安（一三六八～一三七五）～永和（一三七五～一三七九）の頃までに成る。北条高時失政・建武中興を始め、南北朝時代五十余年間の争乱のさまを描く。

⑦稗官は昔の官名で、民間の物語を集めることを任務とした。稗は、細の意でこまごました話のこと。また一説に稗は野生のもので、正史に対する野史を意味するともいう。稗官小説とは稗官が集めた話、転じて広く小説をいう。小説はつまらぬ話の意。

⑧在野の人が編纂した歴史。

⑨宇治大納言は源隆国のこと。源隆国が『今昔物語』（正しくは『今昔物語集』）の編者で、その拾遺が『宇治拾遺物語』であるとする通説がある。

⑩陰陽道を信奉する人や家筋をいう。陰陽道は中国の陰陽五行説を源流に日本で発達した方術で、天文・暦数・卜筮・卜地などを扱う。大宝令に規定され宮中に陰陽寮がおかれたが、次第に俗信化し、宮廷・公家の日常を物忌・方違えなどの禁忌で左右した。平安中期以後、賀茂・安倍の両氏が分掌した。

⑪『宇治拾遺物語』は十三世紀初めごろ成立したと思われる説話集。題名は『宇治大納言物語』の拾遺の意。

⑫岩波本は「コノ」。

⑬岩波本「知ベシ」。

⑭平安前期、宇多・醍醐天皇朝の年号。八八九～八九八。

⑮醍醐天皇の年号。九〇一～九二三。

⑯不詳。岩波本頭注では「楢林長教編室町殿日記（物語）か」とある。室町殿は京都室町東にあった足利将軍家の邸宅をさす。義満の造営で、花の御所ともいう。また、室町幕府、その将軍をいう。

⑰「家忠日記」が正しい。岩波頭注には「松平家忠の天正五～文禄三年日記」とある。

⑱大道寺友山（重祐）著。三十巻（写本で伝わるため巻数は不定）。徳川家康を中心に諸家のことにも及び、聞書を引証して年代的に記録した書。

⑲江村専斎の談話を門人伊藤担庵が筆録編集。二巻。戦国から近世初頭にかけての見聞記。秀吉時代の話が中心であるがすべて実話とは限らない。

⑳『倭名類聚鈔』の略称（『和名鈔』とも）。源順著。日本最初の分類体の漢和辞書。漢語の音・意義を漢文で

注し、万葉仮名で和訓を加え、文字の出所を考証・注釈する。承平（九三一～九三八）年中に成立。

㉑平安後期の有職故実書。関白藤原師通の依頼により大江匡房が儀式や行事について詳述したもの。江家は大江家のこと。

㉒北畠親房著の史論。神代から後村上天皇までの歴史を記し、南朝の正当性を述べた。一三三九年執筆。四三年修訂。北畠親房は南北朝期の公家。准后は准三后の略称。ほかに『元元集』『職原鈔』『関城書』などの著がある。

㉓岩波本は「也」。

㉔一条兼良。室町後期の公家。関白太政大臣（太閤）となる。出家したので禅閤と呼ばれる。博学多才で、古典や仏教、和歌に通じた。著に『尺素往来』『公事根源』『花鳥余情』『樵談治要』『文明一統記』など。

㉕御当家とは徳川家をいう。国初とはその政権の成立時をさす。

㉖徳川家康。

㉗平和の世。

㉘華やかでおごること。はでに着飾ること。

㉙岩波本「ツク〳〵」。

㉚わが身をひきしめ慎むこと。

㉛藤原惺窩。江戸初期の儒学者。初め相国寺の僧であったが、のち朱子学を学び、儒を以て世に立ち、門人に林羅山らを輩出した。

㉜林羅山。本篇七に既出。

㉝貝原益軒。江戸前期の儒学者、本草学者。筑前福岡藩士。松永尺五・木下順庵・山崎闇斎に朱子学を学ぶ。著に『慎思録』『大疑録』『大和本草』『益軒十訓』（有名な「養生訓」もこの内）など。

㉞熊沢蕃山。江戸前期の儒学者。中江藤樹に陽明学を学び、岡山藩主池田光政に仕えるが、著『大学或問』が幕政批判とされ、古河（茨城県）城中に幽閉されて没。著に『集義和書』『集義外書』などがある。

㉟石川丈山。江戸初期の漢詩人・書家。徳川家康に仕え大坂夏の陣に功をたてた。のち藤原惺窩に学び、晩年は京都に詩仙堂を建てて閑居した。

㊱室鳩巣。江戸中期の儒学者。木下順庵に朱子学を学び、加賀藩の儒官となり、のち新井白石の推薦で幕府の儒官となり、将軍吉宗の侍講を勤めた。著に『駿台雑話』『六諭衍義大意』「赤穂義人録」などがある。

㊲荻生徂徠。江戸中期の儒学者。字は茂卿。本姓を物部氏として物徂徠ともいう。初め朱子学を学び、のち古文辞学を唱える。家塾蘐園（茅場町に因む）を開く。

門下に太宰春台・服部南郭らがいる。著に『弁道』『弁名』『論語徴』など。

㊳太宰春台。江戸中期の儒学者。名は純。本篇九に既出。

㊴岩波本「ヨム」。

㊵徳川光圀の諡号。水戸藩主。儒学を奨励し彰考館を設置して学者を招聘し、『大日本史』を撰した。

㊶新井氏は新井白石。江戸中期の儒学者・政治家。木下順庵に学ぶ。徳川家宣のとき幕府の儒官として幕政に参与。著作に『読史余論』『采覧異言』『西洋紀聞』『古史通』『東雅』『折たく柴の記』などがある。

㊷岩波本「見ル」。

㊸岩波本「以来」。

㊹底本の字は「奥」に見える。書き誤りであろう。

㊺岩波本「シルスコト」。

㊻ここにいう著述とは新井白石が諸藩の年譜をまとめた『藩翰譜』を指す。一六〇〇年から一六八〇年までの大名三三七家の沿革などを集録したもの。一七〇二年に完成。

㊼宋代に朱熹などによって新たに書かれた注釈、いわゆる新注をいい、朱子学者のテキストとなったもの。

㊽我が国の風俗。

㊾「切問」の誤り。

㊿『論語』子張篇「子夏曰、博学而篤志、切問而近思、仁在其中矣」に基づく。経論篇二十五に既出。

51昔の儀式や法制・服飾などの規定や習慣など。

52一つの技芸にすぐれた人。ここでは、注59の「小道」にのみ秀でた人の意。

53「戻る」または「悖る」。そむく。理にさからう。

54本居宣長。江戸中期の国学者。伊勢松坂の人。古道研究を志し、『古事記伝』を完成させた。儒仏を排し古道に帰るべきを説いた。

55僻はかたよるの意。異僻は異端の意であろう。

56人倫関係において常に守るべき道。ふつう「仁義礼知信」を指すが、蟠桃は経論篇八にて、『孟子』にいう「父子有親、君臣有義、夫婦有別、長幼有序、朋友有信」の「親義別序信」の五つであるとする。

57狂はむやみに理想に走って実行が伴わないこと。狷は悪いことをしないように意志堅固なこと。狂も狷も中行（中庸を得た行ない）には合わないが態度の方向が一定している行ない。『論語』子路篇の「子曰、不得中行而与之、必也狂狷乎、狂者進取、狷者有所不為也（子曰く、中行を得てこれに与せずんば、必ずや狂狷か。狂者は進みて取り、狷者は為さざる所あり）」に基づく。

58『論語』雍也篇（顔淵篇にも同文あり）「子曰、君子博学於文、約之以礼、亦可以弗畔矣夫（子曰く、君子、博く文を学びて、これを約するに礼を以てせば、亦た以て畔かざるべきか）」。なお「君子」の語のないテキストもある。

59『論語』子張篇「子夏曰、雖小道必有可観者焉、致遠恐泥、是以君子不為也（子夏曰く、小道と雖ども必らず観るべき者あり。遠きを致さんには泥まんことを恐る、是を以て君子は為さざるなり）」。

【現代語訳】

六国史やその他の古い歴史書からは、その時代の人々の実情をくわしく見ることはできない。後世の仮名書きの書物は委細に述べてあるから、人々の実情や風俗はよく見られるが、ずさんで嘘いつわりが多い。

『平家物語』『東鑑』『太平記』の類は古い書物ではあるけれど、こまごました世間話が多く、民間の歴史物で怪しげな話が多い。宇治大納言が書いたという『今昔物語』は陰陽家のでたらめ、神仏の怪しげな経験談や妖怪めいたことが多く、『宇治拾遺』はさらにそれよりも劣っている。この作者は、往来する人のことまで書き留めていると、人々はもてはやしている。この書がこのようにもてはやされていることから見ると、当時は学者がいなかったことがわかる。奈良時代より寛平・延喜の頃までは優れた人物が多かった。そのころより以降のものとして、これらの書がある。これらの書をもって、書いた人を知ることができる。いやしげなものであることよ。

中世に優れた書物はない。『室町日記』は事実の記録が多いようだ。『家忠日記』『落穂集』『老人雑話』の類はみな実話である。ただ、これらは日記であって、書きあつめたままである。[『和名抄』『江家次第』は見るべき書である。南朝の忠臣北畠准后（親房）の『神皇正統記』『元元集』『職原抄』の類がある。この人は乱世の学者である。そののちには一条禅閤（兼良）がいるが、どれも仏に迷い、神代の泥に酔っていて、正学ではない。]

戦国から織田・豊臣の時代、および徳川政権成立時の君臣の美言や徳行をはじめとして、各時代のさまざまな書物を読んで、家康公から三代にわたる間の将軍の立派な徳、名臣の行為、当時の質朴さ、諸家の人士のよって起こるところをよくよく見聞きし、わずか二百年の平和な世の間に、華美になり軽薄に変化したようすをつくづく考えて、我が身を引き締めて、国家の役に立つようにしたいのであれば、当今の風俗に染まらぬがよい。

徳川時代初期の大儒藤原惺窩・林羅山の両先生をはじめ、貝原益軒・熊沢蕃山・石川丈山・室鳩巣の諸先生の書は読んで益があるだろう。荻生徂徠や太宰春台などの書は読んではならない。毒が多い。『源義公（徳川光圀）の『大日本史』をはじめとして、その他の著述はどれも見るべきである。新井白石の諸記録は真偽半々である。心得て見るべきである。しかし、戦国以来の記事や諸家の興亡を記したことについては、新井氏の著述がもっとも功績がある。」

たいてい学問に志す人は、四書五経をはじめ、宋代の諸先生の注解を熟読し、議論の書を理解した上で、日本の書を読んで善行や得失を考え、実行するにあたっては我が国の風俗を実際に見て照らし合わせ、徳行の君子に直接に質問し、我が身に振り返って身近に思考すべきである。中国の書を読んで我が国の昔の習慣を知らず、なにごともすべて中国に引き当てようとするのは、儒家者流（儒家固有のやり方）であって、一芸の士にすぎなくなってしまう。我が国の学問にとっての罪人となって、今日の実用にもそむく。

また、和学のみ学んで漢学を知らず、本居氏（宣長）のように聖賢仁義の道を非難し、神代の奇妙で不思議な話に引き寄せようとするのは、神道者流であって、異端の士である。聖人の学にとっての罪人となり、五常の道にそむく。（『論語』にいうように）狂でなければ狷であるのだ。広く学んで礼でひきしめるという、中庸の行ないのできる君子は少ないものである。一技一芸のような小道のみにすぐれた人であっても、それぞれに見るべきことはある。ただ、必ずそれに拘泥してはならない。

十二、経書について（上）

（十二は紙数のため訳注者が上下に二分した。）

周ノ世ニヨミタル書①ハ、今アル所ノ虞・夏・商ノ書②ニテ、ミナ書経ノ内ニアリ。孔子ノ時ニ学問トイヘバ、コレラノ類ニ易・詩ナラン。周礼③・儀礼④アレドモ、今ノ二礼ハ周公ノ作ニアラザルベシ⑤。ソノ余、礼記⑥ノ内ニ少シツ⑦散出スルモアリ。楽書⑧ト云モノアレドモ今ハ亡ブ。ソノ他ニアリシハシラズ。古ヘ六経ノ名ナシ。易・書・詩・礼・楽・春秋ヲ六経トスルハ、孔子以後ノコトナリ。漢以後、論語⑨・孝経⑩ヲ加ヘ、楽ヲ除キ七経トス。諸子ノ書ヲヒ〳〵ニ出ル。イハユル⑪管子⑫・老子⑬・荘子⑭・申子⑮・韓子⑯・揚子⑰・墨子⑱・列子⑲・荀子⑳・董子㉑・淮南子㉒等アリ（欄外：楚辞㉓・孔叢子㉔）。兵書ニモ孫・呉・司馬㉕アリトイヘド

モ、諸子ノルイ読マズトモスムベシ。徂徠氏、孟子ヲ刺(ソシ)リテ、諸子ノ中也ト詈(ノノシ)ル㉖トイヘドモ、ソノ書ヲヨミテ、ソノ諸子ニ類セズシテ卓越ナル処ヲシルベシ。

【注】

①この書は書物の意。
②『書経』は虞書・夏書・商書・周書からなり夏・商（殷）・周の史官の記録といわれる。
③周の官僚制度を書いたもので、『周官』ともいう。
④周代の官僚の冠婚葬祭などさまざまな儀礼について書いたもの。
⑤『周礼』『儀礼』は周の文王の弟である周公旦が書いたものといわれていた。
⑥周末から秦漢にかけての礼に関する説を集録した書。
⑦岩波本「少シヅヽ」。
⑧音楽について書いた『楽経』のこと。秦の始皇帝の焚書で滅びたとも最初からなかったともいわれている。
⑨孔子およびその門人の言行録。戦国末から漢にかけて成立した。
⑩孔子が曾子に孝について説くスタイルで書かれている。漢代初めの成立か。
⑪岩波本は「所謂」。
⑫春秋斉の宰相管仲に仮託して書かれた法家の書。
⑬周の老子の著書とされる書。老子については存在の有無も含めて諸説がある。
⑭戦国時代の荘周の著書。内篇七篇だけが荘周の著と見られ、外・雑篇は後人の作という。
⑮戦国時代韓の思想家申不害に仮託して書かれた法家の書。
⑯戦国末期の韓非子の著。法家思想を集大成したもの。のち、唐の韓愈を韓子と尊称するようになったため、『韓非子』と呼ばれるようになった。
⑰戦国時代の思想家、楊朱をいう。道家に位置づけられる。著書は残っていないが、その名が『孟子』に出ていることから前四世紀ごろに実在していただろうと思われる。主要な学説は『列子』楊朱篇に見ることができる。
⑱戦国時代の墨翟とその学派（墨家）の学説を記した書。
⑲戦国時代の列禦寇の作といわれるが、魏晋時代の偽作らしい。道家に属す。
⑳戦国末期の儒者、荀況（荀卿、孫卿ともよぶ）の著書。
㉑前漢の儒学者董仲舒。公羊学を専門とした。著に『春

秋繁露』がある。

㉒前漢初期、淮南王劉安が幕下の学者に命じて作らせた書。雑家に分類されているが、思想的には道家を主としている。

㉓戦国楚の屈原の作品とその門下および後人がそれにならって作った作品を集めたもの。

㉔漢の孔鮒の編といわれるが後世の偽作。孔子やその弟子の言行を記したもの。

㉕兵書は兵法を記した書物。『孫子』『呉子』『司馬法』『六韜』『尉繚子』『李衛公問対』は兵法の七書として知られる。

㉖徂徠『孟子識』は孟子を「後世儒家者流之祖」とし、「不能為古聖賢之徒」などと言う。

【現代語訳】

周の時代に読まれた書は、現存する「虞書」「夏書」「商書」であって、みな『書経』の中に収まっている。孔子の時代、学問といえばこれらに加えて『易』『詩』であっただろう。『周礼』『儀礼』もあるが、現存の二礼は周公が作ったものではないだろう。その他、『礼記』の中に少しずつ出ているものがある。『楽経』というものもあったが、今は無くなっている。その他にあったのかは知らない。昔は六経の語はなかった。『易』『書』『詩』『礼』『楽』『春秋』を六経とするのは、孔子以後のことである。漢以後、『論語』『孝経』を加え、『楽』を除いて七経という。

諸子の書もおいおいに出てきた。いわゆる『管子』『老子』『荘子』『申子』『韓子』『楊子』『墨子』『列子』『荀子』『董子』『淮南子』などがある（欄外：『楚辞』・『孔叢子』も）。兵法の書にも『孫子』『呉子』『司馬法』があるが、諸子の類は読まなくてもすむだろう。徂徠氏は孟子を批判し、諸子の類いであると悪口を言っているが、その書を読んで、その書が諸子に並ぶものではなく、卓越したものであることを知るべきである。